

事業者向け 被災証明書の申請をお考えの方へ

石川県なりわい再建支援補助金・小規模事業者持続化補助金・中小企業者持続化補助金で**店舗等の修繕**を検討している場合、**罹災届出証明書**の添付があれば、補助金申請が可能です。

以下の場合に**被災証明書（被災の判定があるもの）**が必要です。

- ・ **なりわい再建支援補助金**を活用し、**店舗等を建て替える**場合
- ・ **公費解体・自費解体**により**店舗等を解体する**場合

補助金等	事業内容	必要書類
なりわい再建支援補助金 【処分制限期間】 木造事務所 24年 木造店舗 22年 食料品製造業用機械 10年 など	建替え	被災証明書 【必要な判定】 全壊 大規模半壊
	修繕	罹災届出証明
小規模事業者持続化補助金 中小企業者持続化補助金 【処分制限期間】5年以内	修繕	罹災届出証明
公費解体・自費解体	解体	被災証明書 【必要な判定】 全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊

※被災の程度が【**中規模半壊・半壊**】であっても、なりわい再建支援補助金を活用し、**建替え**による復旧を行うことは可能ですが、この場合、建替え費用ではなく、**原状回復（修繕）費用が補助上限額**となります。

※上記補助金を活用し、**50万円以上の施設整備・修繕や設備の購入・修繕をする場合**、それらの資産は「**処分制限財産**」に該当し、補助事業の完了後も一定期間において**処分（補助目的外での使用、譲渡、売却、廃棄等）が制限されることがあります**。処分制限期間内に処分する場合は、必ず交付申請先の団体へ承認を申請し、承認を受けなければなりません。

<お問合せ先>

七尾市産業部産業振興課（TEL：0767-53-8565）